

保護者の皆様

豊川市教育委員会 教育長 大江 孝一
豊川市立桜木小学校長 原田 宏一

豊川市立小中学校の災害時等に関する休業等の扱いについて（令和8年度改訂版）

みだしの件につきまして、令和8年5月下旬からの気象庁による「新たな防災気象情報」の運用開始（警戒レベルに対応した危険警報の新設など）に伴い、豊川市教育委員会において「非常災害時等に関する休業等の扱い」を改訂しました。それぞれ、下記にまとめましたので、それらの内容に基づき、各ご家庭においても、「命の安全」を最優先に考えた判断をしていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本取り扱いは気象庁による「新たな防災気象情報」の運用開始日から適用します。

1 【臨時休業】となる場合について

- (1) 登校前に、以下の防災気象情報が発表、または避難情報が発令されている場合
 - ① 豊川市に気象台発表の「レベル4危険警報」以上
 - ② 豊川市災害対策本部発令の「警戒レベル4（避難指示）」以上
 ※原則、翌日より学校を再開します。
- (2) 登校前から午前11時まで、暴風警報（台風等）が継続されている場合
- (3) 豊川市に「震度5弱」以上の地震が発生したとき
 ※学校からの「授業再開」の連絡があるまでは、休業を継続とします。
- (4) 津波対応校区に、津波警報、大津波警報が発表されているとき。
 ※津波対応校区…御津中学校、御津南部小学校、小坂井中学校、小坂井西小学校、小坂井東小学校
- (5) その他、豊川市教育委員会と学校が休業と判断した場合（事前に連絡します）

2 【その他】の対応について（登校・下校時、登校後の対応について）

【登校前】

上記「1【臨時休業】となる場合について」に該当する場合休業となります。ただし、上記内容にかかわらず、保護者が「登校は危険」と判断した場合は、自宅待機をさせ、安全確保に努め、速やかに学校へご連絡ください。

【登校・下校中】

- 登校中、上記「1【臨時休業】となる場合について」の(1)の気象情報が発表、避難情報が発令されたとき
 →自宅へ戻りそのまま待機します。ただし、自宅に戻れない状況の場合、一旦学校へ登校し避難します。
- 地震が発生したとき、津波対応校区に津波警報、大津波警報が発表されたとき
 →安全が確保できる場所へ避難します。その後、状況に応じて、自宅又は学校に避難します。

【登校後】

○登校後に、上記「1【臨時休業】となる場合について」の気象情報が発表、避難情報が発令されたとき、また(3)(4)(5)の状況になったときは、安全確認を行い、「集団下校」「引き取り下校」「校内待機」など、速やかに措置をとります。ただし、気象台から「レベル5特別警報」が発表された場合は、直ちに命を守る安全確保を最優先とし、原則「校内待機」とします。また、下校の方法について保護者の皆様に情報配信等します。

〈この件に関するお問い合わせ先〉 豊川市教育委員会 学校教育課 (0533) 88-8033
豊川市立桜木小学校 (0533) 86-4546